

相続税 R4 平成 30 年贈与税対応版 (Ver.18.30) の予定

平成 30 年分贈与税の申告書に対応した「相続税 R4 平成 30 年贈与税対応版 (Ver. 18. 30)」のリリース予定についてご連絡致します。

このプログラムは、平成 30 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告用です。当内容は変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン | 5. その他システムの変更点 |
| 2. リリース時期 (予定) | 6. バージョンアップ後の確認事項 |
| 3. 贈与税改正の内容について | 7. 贈与税平成 30 年分の先行入力について |
| 4. システムの対応内容 (税制改正) | 8. フォルダー構成 |

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象 (データ移行の対象)
相続税 R4	Ver. 18. 30	Ver. 18. 10/18. 20 (Ver. 17. 1以降)

※バージョンアップ時にライセンス認証が必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※E i ボードは Ver. 18. 21 以降をご利用ください。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および 接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver. 17) のデータを Ver. 18. 3 で継続使用する場合は、「旧バージョンデータ読込」で移行します。旧バージョンデータ読込を行っても Ver. 17 のデータは残ります。

2. リリース時期 (予定)

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開 (予定)

2019 年 1 月 23 日 (水)

2-2. マイページのダウンロード公開 (予定)

2019 年 1 月 23 日 (水)

2-3. CDオプション保守契約 送品開始 (予定)

2019 年 1 月 31 日 (木)

(参考)平成 30 年分贈与税の申告と納税は、平成 31 年 2 月 1 日 (金) から 3 月 15 日 (金) までです。

2-4. 贈与税の電子申告対応について

平成 30 年分贈与税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム (Ver. 18. 3. e1) は、電子申告 R4 (Ver. 18. 20) と同時に 2019 年 1 月 28 日 (月) にダウンロード公開する予定です。

3. 改正の内容について

システムに係る贈与税改正内容は次のとおりです。(相続税 Ver. 18.20 と同じ内容です。)

3-1. 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し（事業承継税制）

中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替わりを促すため、従来の一般措置に加え10年間の特例措置が創設されました。

平成35年3月31日までに承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、対象株式数・猶予割合の拡大、対象者の拡大、雇用要件の弾力化等が適用されます。

- (1) 非上場株式等に係る贈与税・相続税の特例が次の通り創設されました。
- ① 特例経営承継受贈者が、特例認定贈与承継会社の代表権を有していたものから、贈与によりその特例認定贈与承継会社の非上場株式等を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税の全額について、その特例経営承継受贈者の死亡の日まで納税が猶予されます。
 - ② 特例経営承継受贈者が、特例認定贈与承継会社の代表者以外の者からも贈与により取得する特例認定贈与承継会社の非上場株式についても、特例経営贈与承継期間（5年）内にその贈与に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とされます。
 - ③ 一般の事業の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しません。ただし、この場合には、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限ります。）を都道府県に提出しなければなりません。なお、その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、特例認定贈与承継会社は、認定経営革新等支援機関から指導および助言を受けて、その書類にその内容を記載しなければなりません。
 - ④ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例経営贈与承継期間経過後に、特例認定贈与承継会社の非上場株式等の譲渡をするとき、特例認定贈与承継会社が合併（株式交換などを含みます。）により消滅するとき、特例認定贈与承継会社が解散をするときには、一定の納税猶予税額が免除されます。
 - ⑤ その他の要件等は、一般の事業承継税制と同様です。
 - ⑥ 納税猶予制度についても上記と同様の特例が創設されました。
- (2) 相続時精算課税制度の適用対象の拡充
特例経営承継受贈者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限ります。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとされました。
- (3) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し
一般の事業承継税制についても上記(1)②と同様に複数の贈与者からの贈与等が対象とされました。

<特例措置と一般措置の比較>

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 平成39年12月31日まで	なし
対象株式数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与100%、相続80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	平均8割の雇用維持が必要
事業継承が困難な場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

3-2. 様式変更

(1) 次の帳票が変更されました。 ※システム対応帳票、(控)省略、主票に準じます。

帳 票 名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第一表の三 贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第二表 贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)
第三表 贈与税の修正申告書 (別表)
第三表 贈与税の修正申告書 (別表の付表)
株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税]
株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税] (別表)
株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税]
株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税] (別表)
相続時精算課税選択届出書

(2) 新しい帳票が追加されました。 ※(控)省略、主票に準じます。

帳 票 名
【システム対応予定】
特例株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税] (平成 30 年分以降用)
特例株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税] (別表) (平成 30 年分以降用)
特例株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税] (平成 30 年分以降用)
特例株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税] (別表) (平成 30 年分以降用)
【システム未対応予定】
第一表の付表 3 相続税法第 28 条第 6 項又は第 7 項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書 (平成 30 年 4 月 1 日以降用)
特例株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (付表) (平成 30 年分以降用)

《参考》国税庁のホームページ

◆平成 30 年分贈与税の申告書等の様式一覧

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/yoshiki2018/01.htm>

◆平成 30 年分贈与税の申告のしかた

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/tebiki2018/01.htm>

4. システムの主な対応内容 (税制改正関係) (予定)

贈与税改正に伴う主な対応内容は、以下のとおりです。

贈与税の申告書 変更帳票の対応

平成 30 年分の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

帳票の主な変更点は以下の通りです。

※帳票タイトルおよび用紙右下の年について記載を省略しますが、30年版の様式に合わせます。

(1) 平成30年分以降用の様式に変更します。 ※(控)省略、主票に準じます。

変更帳票	変更内容
第一表	<ul style="list-style-type: none"> ・欄外右上の帳票ID:「FD4727」に変更 ・⑰特例株式等納税猶予税額を追加、以降の番号を変更 ・⑲の計算式「⑭-⑮-⑯-⑰-⑱」に変更
第一表の二	<ul style="list-style-type: none"> ・欄外右上の帳票ID:「FD4744」に変更 ・⑳→㉑に変更、以降の番号を変更 ・㉔平成27年分又は28年分→平成27年分から29年分に変更 ・(注1.2)の年度表記を変更します。
第一表の三	<ul style="list-style-type: none"> ・㉒→㉓に変更、以降の番号を変更 ・㉕平成27年分又は28年分→平成27年分から29年分に変更 ・(注1.2)の年度表記を変更します。
第二表	<ul style="list-style-type: none"> ・㉒→㉓に変更、以降の番号を変更
第三表	<ul style="list-style-type: none"> ・⑰特例株式等納税猶予税額を追加、以降の番号を変更 ・⑲の計算式「⑭-⑮-⑯-⑰-⑱」に変更
第三表(別表の付表)	<ul style="list-style-type: none"> ・⑳→㉑に変更、以降の番号を変更 ・㉔平成27年分又は28年分→平成27年分から29年分に変更 ・㉕平成27年分又は28年分→平成27年分から29年分に変更
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕	<ul style="list-style-type: none"> ・1.2.4.タイトルおよび説明文を「対象受贈非上場株式等」に変更。 ・5「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等適用に関する事項」を追加
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕	<ul style="list-style-type: none"> ・1.2.4.タイトルおよび説明文を「対象受贈非上場株式等」に変更。 ・5「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等適用に関する事項」を追加
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕(別表)	<ul style="list-style-type: none"> ・(注)2.特例非上場株式等→対象受贈非上場株式等に変更
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)	<ul style="list-style-type: none"> ・3①の説明文、金額を合計した金額→金額の合計額に変更
相続時精算課税選択届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・3.添付書類(1)②特定贈与者→特定贈与者の直系卑属に変更(注)説明文を追加 ・上記追加によるレイアウト変更に伴い、作成税理士上部の空行を削除

(2) 新しく追加された帳票に対応します。

帳票名
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕(平成30年分以降用)
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕(別表)(平成30年分以降用)
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(平成30年分以降用)
特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)(平成30年分以降用)

5. その他システムの変更点（予定）

- ・項目ガイドの表示位置（初期値）を変更します。
項目ガイド、入力ナビ、入力ナビ（株式）の表示位置を左端から右端に変更します。

6. バージョンアップ後の確認事項

旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン（Ver. 18.1/18.2）で使用していた案件データを、Ver. 18.3へデータ変換して使用します。

- ・個別データ変換：[データ選択]画面で1データずつ変換します。
- ・一括データ変換：[保守]タブ→[データ変換]の一括データ変換画面でまとめて変換します。

7. 贈与税 平成30年分データの先行入力について

相続税 R4（Ver. 18.2）で、贈与税 平成30年分データの先行入力を行えます。

8. フォルダ構成

■データベース

¥

- └ R4_RDB データベース格納フォルダー
- └ sozoku_6 相続税 R4 Ver. 18 データフォルダー

■プログラム

¥

- └ Program Files（64bitOSはProgram Files(x86)）
- └ Epson
- └ R4
- └ sozoku_6 相続税 R4 Ver. 18 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願ひします。